

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(補助金交付申請書)</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>2 <u>県社協は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。</u></p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、県社協は、次に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(補助金交付申請書)</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、県社協は、次に掲げる</p>

新	旧
<p>事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（区分の配分額の 20 パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第 2 号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 知事の承認を受けて補助事業を廃止する場合は、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、補助事業を廃止する期間までの各年度における補助金の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならないこと。</p> <p>(4) 前号の規定による返還金のうち未貸付金については、補助事業の廃止後直ちに、補助事業の廃止後において受け入れた貸付金については、その際通知する時期までに県に返還しなければならないこと。</p> <p>(5) 知事が県社協の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、県社協に対し、是正の措置を講ずるよう指示した場合は、これに従わなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50</p>	<p>事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（区分の配分額の 20 パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第 2 号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 知事の承認を受けて補助事業を廃止する場合は、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、補助事業を廃止する期間までの各年度における補助金の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならないこと。</p> <p>(4) 前号の規定による返還金のうち未貸付金については、補助事業の廃止後直ちに、補助事業の廃止後において受け入れた貸付金については、その際通知する時期までに県に返還しなければならないこと。</p> <p>(5) 知事が県社協の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、県社協に対し、是正の措置を講ずるよう指示した場合は、これに従わなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50</p>

新	旧
<p>万円以上の機械、器具等については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、<u>廃棄し、又は担保に供してはならないこと。</u></p> <p>(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を<u>もって</u>管理するとともに、その効率的な運用を<u>図らなければならないこと。</u></p> <p>(8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付<u>しなければならないこと。</u></p> <p>(9) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の<u>終了の翌年度から起算して5年間</u>保管しておかななければならないこと。</p> <p><u>(10) 補助事業の実施に当たっては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</u></p> <p>(11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>(12) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを<u>契約及び貸付けの相手方</u>としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなけれ</p>	<p>万円以上の機械、器具等については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、<u>又は担保に供してはならないこと。</u></p> <p>(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を<u>持って</u>管理するとともに、その効率的な運用を<u>図らなければならないこと。</u></p> <p>(8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付<u>させることがあること。</u></p> <p>(9) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の<u>完了後5年間</u>保管しておかななければならないこと。</p> <p>(10) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>(11) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを貸付けの相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなけれ</p>

新	旧
<p>ばならないこと。</p> <p><u>(13) 補助事業又は県社協に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</u></p> <p><u>(14) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項</u></p> <p>(概算払)</p> <p>第6条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき県社協が概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 県社協は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合</p>	<p>いこと。</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項</p> <p>(概算払)</p> <p>第6条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき県社協が概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成2年10月1日から適用する。 なお、平成2年4月1日から9月30日までの間に世帯更生資金貸付事業補助金に基づき実施した事業については、この要領により実施したものとみなす。</p> <p>附 則 この要綱は、平成6年10月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成10年11月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成2年10月1日から適用する。 なお、平成2年4月1日から9月30日までの間に世帯更生資金貸付事業補助金に基づき実施した事業については、この要領により実施したものとみなす。</p> <p>附 則 この要綱は、平成6年10月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成10年11月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>この要綱は、平成 11 年 3 月 19 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 11 年 11 月 4 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 12 年 3 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 13 年 1 月 11 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 14 年 3 月 8 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 15 年 11 月 26 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 17 年 1 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 18 年 3 月 31 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p>この要綱は、平成 11 年 3 月 19 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 11 年 11 月 4 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 12 年 3 月 17 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 13 年 1 月 11 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 14 年 3 月 8 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 15 年 11 月 26 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 17 年 1 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 18 年 3 月 31 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>この要綱は、平成 20 年 10 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 21 年 11 月 18 日から施行し、同年 5 月 29 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 1 月 31 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、平成 20 年 10 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 21 年 11 月 18 日から施行し、同年 5 月 29 日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 1 月 3 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。</p>

新

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

旧

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

新	旧
<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所 氏 名 <u>生年月日</u> 印</p> <p style="text-align: center;">補 助 金 交 付 申 請 書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、平成 年度高知県生活福祉資金貸付事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金交付申請額 円</p> <p>2 補助事業の目的及び内容</p> <p>3 添付書類 (1) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書（別紙1） (2) 高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書（別紙2-1） (3) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額内訳書（別紙2-2） (4) 生活福祉資金貸付事業計画書（別紙3） (5) 収支予算書 (6) (1) から (5) までに掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類</p>	<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">補 助 金 交 付 申 請 書</p> <p>高知県補助金交付規則第3条及び高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第4条の規定により、平成 年度高知県生活福祉資金貸付事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金交付申請額 円</p> <p>2 補助事業の目的及び内容</p> <p>3 添付書類 (1) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書（別紙1） (2) 高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書（別紙2-1） (3) 高知県生活福祉資金貸付等補助金所要額内訳書（別紙2-2） (4) 生活福祉資金貸付事業計画書（別紙3） (5) 収支予算書 (6) (1) から (5) までに掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類</p>

新

(別紙2-2)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額内訳書

区 分	支 出 予 定 額		基 準 額	備 考
	金 額	積算内訳		
1 生活福祉資金貸付事業(小計)	円		円	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
激甚災害分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員等費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
3 欠損補填積立金				

旧

(別紙2-2)

高知県生活福祉資金貸付費補助金所要額内訳書

区 分	支 出 予 定 額		基 準 額	備 考
	金 額	積算内訳		
1 生活福祉資金貸付事業(小計)	円		円	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
激甚災害分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人 件 費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員等費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
3 欠損補填積立金				

新

4 生活福祉資金相談体制整備事業(小計)				
職員俸給(名)				
請手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料				
会議費				
賞金				
委託料				
5 生活福祉資金貸付事業推進費(激甚災害分)(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人件費				
職員俸給(名)				
職員請手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
請謝金				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賞金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員委員費弁償費(小計)				
請謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
請謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
合計				

(注)一般分に含まれる貸付原資の賞金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」及び「激甚災害分」を除く全ての資金とします。

旧

4 生活福祉資金相談体制整備事業(小計)				
職員俸給(名)				
請手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び損料				
会議費				
賞金				
委託料				
5 生活福祉資金貸付事業推進費(激甚災害分)(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人件費				
職員俸給(名)				
職員請手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
請謝金				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
会議費				
賞金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員委員費弁償費(小計)				
請謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
請謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
合計				

(注)一般分に含まれる貸付原資の賞金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」及び「激甚災害分」を除く全ての資金とします。

新

第3号様式（第6条関係）

概 算 払 請 求 書

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、平成 年高知県生活福祉資金貸付事業費補助金（交付決定通知番号高知県指令 第 号）を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名 印

旧

第3号様式（第6条関係）

概 算 請 求 書

金 _____ 円

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、平成 年高知県生活福祉資金貸付事業費補助金（交付決定通知番号高知県指令 第 号）を、上記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住 所
氏 名 印

新	旧
<p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">事業実績報告書</p> <p>平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました平成 年度高知県生活福祉資金貸付事業が完了しましたので、高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金精算額 金 円</p> <p>2 補助金受入年月日 平成 年 月 日</p> <p>3 添付書類 (1) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書（別紙1） (2) 高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書（別紙2-1） (3) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額内訳書（別紙2-2） (4) 生活福祉資金貸付事業実施状況報告書（別紙3） (5) 収支決算書（見込み書）</p>	<p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">事業実績報告書</p> <p>平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました平成 年度高知県生活福祉資金貸付事業が完了しましたので、高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金精算額 金 円</p> <p>2 補助金受入年月日 平成 年 月 日</p> <p>3 添付書類 (1) 高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書（別紙1） (2) 高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書（別紙2-1） (3) 高知県生活福祉資金貸付等補助金精算額内訳書（別紙2-2） (4) 生活福祉資金貸付事業実施状況報告書（別紙3） (5) 収支決算書（見込み書）</p>

（別紙 5-1）

生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費） 内訳書

（単位：円）

	総事業費 (A)	対象経費の 支出 (B)	基 準 額 (C)	適 定 額 〔(B)と(C)とを比較 して少ない方の額 (D)〕	県補助基本額 (E)	県補助所要額 (F)
生活福祉資金貸付事業 生活福祉資金貸付事業推進費 （実施費等分） 内訳						
① 県社会福祉協議会 貸付事業推進費						
② 市区町村社会福祉 協議会事務費						
③ 民生委員実費等助費						
④ 生活福祉資金債権管理 強化推進事業						
合 計						

旧

（別紙 2-1）

高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費） 内訳書

（単位：円）

	総事業費 (A)	対象経費の 支出 (B)	基 準 額 (C)	適 定 額 〔(B)と(C)とを比較 して少ない方の額 (D)〕	県補助基本額 (E)	県補助所要額 (F)
生活福祉資金貸付事業 生活福祉資金貸付事業推進費 （実施費等分） 内訳						
① 県社会福祉協議会 貸付事業推進費						
② 市区町村社会福祉 協議会事務費						
③ 民生委員実費等助費						
④ 生活福祉資金債権管理 強化推進事業						
合 計						

新

新

(別紙2-2)

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額内訳書

区 分	実支出額		基準額	備 考
	金額	積算内訳		
	円		円	
1 生活福祉資金貸付事業(小計)				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
激甚災害分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人件費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び借料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員委員費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び借料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び借料				
3 欠損補填積立金				

旧

(別紙2-2)

高知県生活福祉資金貸付等補助金精算額内訳書

区 分	実支出額		基準額	備 考
	金額	積算内訳		
	円		円	
1 生活福祉資金貸付事業(小計)				
要保護世帯向け不動産担保型生活資金(要保護世帯向け長期生活支援資金)分				
激甚災害分				
一般分(注)				
2 生活福祉資金貸付事業推進費(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人件費				
職員俸給(名)				
職員諸手当(名)				
社会保険事業主負担金(名)				
旅 費				
諸 謝 金				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び借料				
会議費				
賃金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅 費				
庁 費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員委員費弁償費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び借料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
諸 謝 金				
旅 費				
庁 費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び借料				
3 欠損補填積立金				

新

旧

4 生活福祉資金相談体制整備事業(小計)				
職員俸給(名)				
請手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び借料				
会議費				
賞金				
5 生活福祉資金貸付事業推進費(激甚災害分)(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人件費				
職員俸給(名)				
職員請手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
請謝金				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び借料				
会議費				
賞金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員委員費(小計)				
請謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び借料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
請謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び借料				
合計				

(注)一部分に含まれる買付原費の資金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」及び「激甚災害分」を除く全ての資金とします。

4 生活福祉資金相談体制整備事業(小計)				
職員俸給(名)				
請手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水費				
借料及び借料				
会議費				
賞金				
5 生活福祉資金貸付事業推進費(激甚災害分)(小計)				
(1)高知県社会福祉協議会貸付事務費(小計)				
人件費				
職員俸給(名)				
職員請手当(名)				
社会保険料事業主負担金(名)				
旅費				
請謝金				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び借料				
会議費				
賞金(名)				
委託料				
(2)市町村社会福祉協議会事務費(小計)				
旅費				
庁費				
備品費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
会議費				
(3)民生委員委員費(小計)				
請謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び借料				
(4)生活福祉資金債権管理強化推進事業費(小計)				
請謝金				
旅費				
庁費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び借料				
合計				

(注)一部分に含まれる買付原費の資金は、「要保護世帯向け長期生活支援資金」、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」及び「激甚災害分」を除く全ての資金とします。

新

旧

第5号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者住所
氏名 印

平成 年度高知県生活福祉資金貸付事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け高知県指令 号で交付の決定（又は変更決定）
を受けました標記補助金について、高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第7条第
3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の 確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b) - (a) 円

（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金返還通知書（写し）その他参考となる資料を
添えてください。